

特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名	
---------------------	--

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 の規定による営農困難時貸付けの規定の適用を引き続き受けたいので、次に掲げる特例農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細

番号	営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積 m <sup>2</sup>	貸付けを行った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
						借り受けている者の氏名又は名称
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	
				..	自: .. 至: ..	

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項  
第70条の6第28項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき再設定があった場合等も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。